平成23年9月27日 第2321号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○行政文書の公開の実施状況の公表 (406·広報広聴課) ····································
○秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表(407・広報広聴課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇定期種畜検査による種畜証明書の交付(408・畜産振興課)
○土地収用法による事業の認定(409・建設管理課) 7
○建設業の許可の取り消し(410・山本地域振興局総務企画部)・・・・・・・・・・・9
○都市計画事業の認可(411・秋田地域振興局建設部)・・・・・・・・・・・9
○道路の供用開始(412・平鹿地域振興局建設部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公告
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)・・・・・・・10
選挙管理委員会告示
○個人演覧会等を開催することができる施設の指字(88) 10

告示

秋田県告示第406号

秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)第32条の規定により、平成22年度における行政文書の公開の実施 状況を次のとおり公表する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況

	/	+	1412	日日	. ,	t e r	主 + / * *		決 定	の 状 況 (件	= 数)
:	実	施	機	関	2	名	請求件数	公	開	部分公開	非 公 開
		総		務		部	2,184		2,044	137	3
		企	画	振	興	部	335		158	34	143
		健	康	福	祉	部	859		743	114	2
		生	活	環	境	部	105		63	36	6
知	事	農	林 水 産		部	612		557	53	2	
		産	業	労	働	部	182		162	11	9
		建	設	交	通	部	2,911		2,806	57	48
		出		納		局	526		499	15	12
		小				計	7,714		7,032	457	225
議						会	253		91	160	2
教		育	委	J	員	会	164		105	35	24
選	挙	管	理	委	員	会	140		13	94	33

人	事	委	員	会	2	2	0	0
監	查		委	員	2	2	0	0
公	安	委	員	会	0	0	0	0
警	察	本	部	長	118	88	28	2
労	働	委	員	会	0	0	0	0
収	用	委	員	会	0	0	0	0
海	区 漁 業	調	整 委 」	員会	0	0	0	0
内	水面漁	場管	理委	員 会	0	0	0	0
地	方 独 🗓	立行	政治	去 人	0	0	0	0
		計			8,393	7,333	774	286

2 不服申立ての状況

実施機関の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったものは、 次のとおりである。

諮問番号	不服申立て	件名	秋田県	情報公開	審査会	不服申立て <i>l</i> 又は裁決	こ対する決定
韶内笛 夕	年月日	一	諮問年月日	答申年月日	答申内容	年月日	内 容
96	平成22年 3月1日	火災事件報告及び 火災事件捜査・見 分結果の部分公開 決定処分に対する 審査請求		平成22年 8月24日	「建物所有 者の氏名」 は公開すべ き (答申第58号)	平成22年 9月15日	一部認容
97	平成22年 8月11日	交通法令違反に関 する文書の部分公 開決定処分に対す る審査請求		平成23年 2月8日	部分公開決 定は妥当 (答申第59号)	平成23年 2月23日	棄却

備考 平成22年度に秋田県情報公開審査会から答申がなされたもの。

秋田県告示第407号

秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)第50条の規定により、平成22年度における同条例の運用状 況を次のとおり公表する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実	施機		関	関	関	関	関	関	7	請求件数		決 定	の 状 況 (件	- 数)		
夫	旭	79支	渕	1	1	胡水什奴	開	示	部分開示	非	開	示				
	総		務		部	0		0	0			0				
	企	画	振	興	部	0		0	0			0				
	健	康	福	祉	部	4		5	2			0				
	生	活	環	境	部	2		2	0			0				

知	事	農	林	水	産	部	0	0	0	0
		産	業	労	働	部	1	0	2	1
		建	設	交	通	部	0	0	0	0
		出		納		局	0	0	0	0
		小				計	7	7	4	1
議						会	0	0	0	0
教		育	委	ļ	Ę	会	0	0	0	0
選	挙	管	理	委	員	会	0	0	0	0
人		事	委	ļ	Į	会	0	0	0	0
監		査		委		員	0	0	0	0
公		安	委	ļ	Į	会	0	0	0	0
警		察	本	<u> </u>	部	長	9	0	19	0
労		働	委	ļ	1	会	0	0	0	0
収		用	委	ļ	1	会	0	0	0	0
海	X	漁業	笑 調	整多	委 員	会	0	0	0	0
内	水	面漁	場管	章 理	委員	会	0	0	0	0
地	方	独	立 1	宁 政	法	人	0	0	0	0
			計				16	7	23	1

備考 1の請求に対して複数の決定をすることがあるため、請求件数と決定件数は、必ずしも一致しない。

2 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

	実	施	機	関	名	,	請求件数		決 定	の 状 況 (件	数)
	天	ル也	75天	闲	1	1	胡 小 广 奴	開	示	部分開示	非 開 示
		総		務		部	0		0	0	0
		企	画	振	興	部	0		0	0	0
		健	康	福	祉	部	39		39	0	0
		生	活	環	境	部	5		5	0	0
知	事	農	林	水	産	部	0		0	0	0
		産	業	労	働	部	11		11	0	0
		建	設	交	通	部	4		4	0	0
		出		納		局	0		0	0	0
		小				計	59		59	0	0

議				会	0	0	0	0
教	育	委	員	会	5,238	5,238	0	0
選	挙 管	理	委 員	会	0	0	0	0
人	事	委	員	会	161	161	0	0
監	査		委	員	0	0	0	0
公	安	委	員	会	0	0	0	0
警	察	本	部	長	0	0	0	0
労	働	委	員	会	0	0	0	0
収	用	委	員	会	0	0	0	0
海	区 漁 業	調	整委員	会	0	0	0	0
内	水面漁	場管	理 委 員	会	0	0	0	0
地	方 独 🗓	立行	亍 政 法	人	216	216	0	0
		計			5,674	5,674	0	0

3 訂正の請求の状況

実施機関が保有する個人情報の訂正の請求は、なかった。

- 4 是正の申出の状況
 - 実施機関が保有する個人情報の取扱いの是正の申出は、なかった。
- 5 事業者に対する指導状況
 - 事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、是正の勧告並びに事実の公表は、なかった。
- 6 不服申立ての状況

実施機関の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったものは、 次のとおりである。

諮問番号	不服申立て	件名	秋田県個	固人情報保証	養審査会	不服申立て <i>l</i> 又は裁決	に対する決定
前内笛与	年月日	一	諮問年月日	答申年月日	答申内容	年月日	内 容
21	平成22年 1月29日	児童虐待事案に係 る受付相談票及び 指導経過記録の非 訂正決定処分に対 する異議申立て	平成22年 2月5日	平成22年 9月1日	非訂正とした決定は妥 当 (答申第25号)		棄却
22	平成22年 4月16日	児童虐待事案に係 る受付相談票及び 指導経過記録の非 訂正決定処分に対 する異議申立て	平成22年 4月27日	平成22年 9月1日	非訂正とした決定は妥 当 (答申第25号)		棄却
23	平成22年 4月16日	児童虐待事案に係 る受付相談票及び 指導経過記録の非 訂正決定処分に対 する異議申立て	平成22年 4月27日	平成22年 9月1日	非訂正とし た決定は妥 当 (答申第25号)		棄却
24	平成22年	児童虐待事案に係	平成22年	平成22年	非訂正とし	平成22年	棄却

	4月16日	る受付相談票及び 指導経過記録の非 訂正決定処分に対 する異議申立て		9月1日	た決定は妥 当 (答申第25号)	9月21日	
25	平成22年 5月14日	児童虐待事案に係 る報告書の非訂正 処分に対する審査 請求	5月27日		非訂正とした決定は妥 当 (答申第26号)		棄却

備考 平成22年度に秋田県個人情報保護審査会から答申がなされたもの。

秋田県告示第408号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の本文の規定による平成23年度定期種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同法8条第2項の規定に基づき、公示する。 平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種畜 証明書 番号	名 前 (登録・登記番号)	品 種	生年月日 体高	産地	血統 父 母	所有者 の区分	飼養者の住所氏名
平23 秋田県 1 第 1 号	滝波 (日短本1476)	日本短角種	H14.3.6 148.0cm	岩手県 下閉伊郡 川井村	滝昭91009 なみきよ	農協有	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
平23 秋田県 1	初星 (日短本1459)	日本短角種	H13.3.10	岩手県 岩手郡	琴星	農協有	秋田市中通六丁目7-9秋田県畜産農業協同組合
第2号 平23			148.0cm H19.3.23	玉山村 岩手県	はつひめ 辰郎		
秋田県1 第3号	辰桜 (日短本1555)	日本短角種	148.0cm	下閉伊郡 岩泉町	さくらひめ	農協有	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
平23 秋田県 1	清里ET I (日あ繁殖134)	褐毛和種	H16.2.16	熊本県 玉名郡	第十四光重	独立行政 法人有	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
第4号	(10)5/101/		152.0cm	横島町	たまなみ	(貸付)	
平23 秋田県 1	銀義福	黒毛和種	H17.1.22	秋田県	義安福	県有	秋田市中通六丁目7-9
第5号	(全和黒4869)		151.0cm	大仙市	もんきた2		
平23 秋田県 1	来満糸平茂	黒毛和種	H14.9.21	秋田県	来満菊安	個人有	鹿角市花輪字月竹沢50-2
第6号	(全和黒13750)	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	150.0cm	鹿角市	はなたけ	四八月	田中茂男
平23	道逢 6	口土怎么纸	H19.10.9	青森県	杉悦2277	# + <i>h</i> +	秋田市中通六丁目7-9
秋田県1 第7号	(日短本1568)	日本短角種	144.0cm	上北郡 七戸町	あうすな272	農協有	秋田県畜産農業協同組合
平23	栃照	用毛和铥	H16.5.29	秋田県	美津照	旧 <i>十</i> :	大館市根下戸字新町7- 22
秋田県1 第8号	(全和黒14031)	黒毛和種	148.0cm	由利 本荘市	とちにしき	県有	あきた北農業協同組合
平23	奥花美	用毛和呑	H17.7.25	青森県	松福美	++	北秋田市花園町19-1
秋田県1第9号	(全和黒14144)	黒毛和種	140.0cm	上北郡 七戸町	ながまれ395	市有	北秋田市長
平23 秋田県 1	正神福	黒毛和種	H14.3.7	秋田県 仙北郡	牧福	県有	北秋田市花園町19-1
第10号	(全和黒13726)	- 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	149.0cm	千畑町	さり5	宗 有	北秋田市長
平23	ゼンノーデー01 07-3382	デュロック種	H19.10.2	岩手県 岩手郡	ゼンノーデー 01 06-12	その他	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社由
秋田県 1 第11号	(日豚D種41545)	ノ ユロック 性	95.0cm	石 于 郡 零 石 町	ゼンノーデー 01 05-143	てマグ田	利本荘SPF豚センター
平23 秋田県 1	ゼンノーデー01 09-2531	デュロック種	H21.7.29	岩手県 岩手郡	ゼンノーデー 01 05-1934	その他	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社由
第12号	(日豚D種42279)	, A - , , / 佳	93.0cm	雫石町	ゼンノーデー 01 06-2359	しずり間	利本荘SPF豚センター

平23 秋田県1 第13号 平23 秋田県1 第14号 平23 秋田県1 第15号	ゼンノーデー01 09-2743 (日豚D種42280) ゼンノーデー01 10-3864 (日豚D種42388)	デュロック種 デュロック種	H21.9.1 92.0cm	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノーデー 01 07-3946 ゼンノーデー 01 07-3949	その他	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社由 利本荘SPF豚センター
秋田県 1 第14号 平23 秋田県 1 第15号 平23	10 – 3864	ニーロック種	****				LITTOIT WAS CAL
秋田県 1 第15号 平23		アユロック性	H22.1.28 85.0cm	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノーデー 01 07-3946 ゼンノーデー 01 07-3872	その他	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社由 利本荘SPF豚センター
	篤桜 (全和黒原4331)	黒毛和種	H13.3.12 150.0cm	秋田県 由利 本荘市	平茂勝 ふじひめ 4	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
第16号	龍平 (全和黒原4454)	黒毛和種	H14.7.2	秋田県 大仙市	平茂勝 たにみや2	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第17号	松昭秀 (全和黒13860)	黒毛和種	H15.3.13	秋田県 大仙市	松福美	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第18号	堅義 (全和黒原4720)	黒毛和種	H16.4.20 149.0cm	秋田県 大仙市	義安福 きたぎく	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第19号	義平 (全和黒原4868)	黒毛和種	H17.2.3	秋田県 大仙市	義安福 あんみつひめ	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第20号	杉若丸 (全和黒原4910)	黒毛和種	H17.8.26	秋田県 由利 本荘市	義安福	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第21号	義平福 (全和黒原5055)	黒毛和種	H18.4.17	秋田県 雄勝郡 羽後町	義安福	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第22号	篤福 (全和黒原5054)	黒毛和種	H18.7.2	秋田県仙北市	篤桜	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第23号	篤隼福 (全和黒原5219)	黒毛和種	H19.10.8	秋田県 大仙市	篤桜	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
	アキ 07 ハヤチネ 177-937 (日豚W種39069)	大ヨーシャー種	H20.1.19 91.0cm	秋田県 大仙市	アキ 04 ハヤ チネ614 アキ 05 ハヤ	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第25号	サクラ 201 アキ 07-582-350 (日豚D種41454)	デュロック種	H19.7.8 97.3cm	秋田県 大仙市	チネ1055 - 785 サクラ 201 ア キ04 - 953 - 305 サクラ 201 ア	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県 1 第26号	安平茂勝 1 (全和黒原5015)	黒毛和種	H18.7.11	島根県 鹿足郡 津和野町	キ04-1969-445 安平 ふくひら	個人有	仙北市西木町上荒井字古 堀田172 伊藤則夫
平23 秋田県 1 第27号	奥茂晴 (全和黒14199)	黒毛和種	H17.3.5	青森県 上北郡 七戸町	平茂晴えりこ	市有	大仙市大曲花園町1-1 大仙市長栗林次美
平23 秋田県 1 第28号	D123	デュロック種	H18.7.27	新潟県 長岡市	D32 – 16 DS2121	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー
平23 秋田県 1 第29号	D124	デュロック種	H18.7.27	新潟県 長岡市	D32 – 16 DS2121	その他	ビズ 横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー
			H19.1.7	新潟県	D30 – 12		ビズ 横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1

平23 秋田県 1	D129	デュロック種	H20.1.5	新潟県	D24 - 36	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1
第31号	D 129	アユロック性	120.0cm	長岡市	DP2366	ての他	有限会社アークベテリナリーサー ビズ
平23	D130	デュロック種	H20.1.6	新潟県	D30-18	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1
秋田県 1 第32号	D 130	アユロック性	123.0cm	長岡市	DY2280A	ての他	有限会社アークベテリナリーサー ビズ
平23 秋田県 1 第33号	D 3	デュロック種	H21.8.13	新潟県 長岡市	D30 - 21	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1
			110.0cm		DR2689		有限会社アークベテリナリーサー ビズ
平23 秋田県 1 第34号	D 4	デュロック種	H21.8.19	新潟県 長岡市	D30 - 25	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1
			105.0cm		DB2258G		有限会社アークベテリナリーサー ビズ
平23 秋田県 1	D 5	デュロック種	H22.1.9	新潟県	D31 – 26	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1
第35号	ט ט	/ ユロツク性	100.0cm	長岡市	DG2569	- (7 / 1 世	有限会社アークベテリナリーサー ビズ
平23 秋田県 1 第36号	D 6	デュロック種	H22.6.8	新潟県 長岡市	D13-82	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1
			73.0cm		DB2233		有限会社アークベテリナリーサー ビズ

秋田県告示第409号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 起業者の名称 日本赤十字社
- 2 事業の種類 秋田赤十字病院ドクターヘリ導入に関連する駐車場拡張事業
- 3 起業地
- (1) 収用の部分 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢地内
- (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

平成23年7月25日付けで日本赤十字社より申請のあった秋田赤十字病院ドクターへリ導入に関連する駐車場拡張事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第24号に掲げる医療法(昭和23年法律第205号)による公的医療機関に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である日本赤十字社では、常任理事会において施設整備につき承認されており、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、同社秋田県支部は平成23年度秋田赤十字病院医療施設特別会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

以上により本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、ドクターへリ導入に伴う関連施設が現駐車場に設置されることから、その代替のために新たに駐車場を整備する事業である。

起業者が開設し運営している秋田赤十字病院(以下「当病院」という。)は、日本赤十字社が全国に展開している92病院の一つであり、大正3年に東北・北海道地方では初めての赤十字病院として秋田市上中城町(現千秋久保田町)に開設された。その後、秋田市東根小屋町(現中通六丁目)、秋田市中通一丁目と2度の移転をしている。

昭和40年代頃から、自家用車の普及が急速に進むにつれ、車での通院、送迎が多くなった。また、秋田駅前の厳しい交通渋滞から、寸刻を争う搬送を望む救急医療の関係者からはその対策の必要性も指摘されていたため、

広い駐車場を有する郊外型医療施設の建設が検討され、平成10年7月に診療科目21科、病床数496床を有する総 合病院として、秋田市上北手猿田字苗代沢に移転新築した。

当病院は秋田県唯一の救命救急センターであるとともに総合周産期母子医療センター、災害拠点病院、地域が ん診療連携拠点病院等に指定され、秋田県における中核的医療施設として地域医療に大きく貢献している。

当病院は秋田市中心部にある秋田駅の南方約4キロメートルに位置し、公共交通機関を利用し通院する場合 は、秋田駅東口から秋田中央交通のバスを利用する。地域によっては乗り換えが必要であり、バスの利便が必ず しも良くない。むしろ、通院等にはその利便性から、ほとんどの来院者が自家用車を利用している。

現在の当病院の駐車可能台数は968台であるが、その他に隣接する日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田 短期大学(以下「秋田看護大学」という。)から50台分の駐車場を借り上げしている。しかしながら、外来患者 がピークとなる午前中の時間帯には、駐車場に入りきれない100台程度の車が敷地に隣接している市道に駐車し ている日もあり、交通渋滞を引き起こし、周辺住民への交通安全上の対策も必要とされ、特に積雪・凍結が想定 される冬期間の対応に苦慮している。

こうした状況に加え、新たに秋田県の地域医療再生計画(以下「地域医療計画」という。)によるドクターへ リを導入することに伴い、現駐車場敷地内にヘリコプターの格納庫等関連施設を整備することにより駐車スペー スが約100台分減少する。さらに秋田看護大学からは4年生大学の開学により借り上げ駐車場の50台分の返還要 請がなされており、合計で250台分の駐車スペースを確保する必要がある。

本件事業が完成することにより、ドクターヘリ導入により減少する駐車場スペースの確保、患者に不便を強い ている駐車場不足の改善及び交通渋滞等周辺住民への迷惑の解消に大きく寄与するものである。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び秋田県環境影響評価条例(平成12年条例第137号) による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業地内には、周辺の動植物をはじめ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)に指定される希少な野生動植物の生息及び植生は確認されていない。

さらに、本件事業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び文化財保護法による周知の埋蔵文化 財包蔵地は確認されていない。

また、起業者は事前に近隣住民へ作業内容の十分な説明を行うとともに、低騒音型の建設機械を用いる等周辺 の環境に配慮するよう努めることとしている。

以上のことから、生活環境、自然環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと認めら れる。

ウ 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案のほか、現駐車場敷地内に立体駐車場を整備する案及び病院敷地内の造 成工事を行う案があるが、

- (ア) 事業に必要な面積が確保できること
- (イ) 工事の施工が容易であること
- (ウ) 駐車場完成後の維持管理
- (エ) 事業費の総合的な経済性

等の基準により3案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適 当であると認められる。

エ 事業計画の合理性

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる 利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比 較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)で述べたとおり、現駐車場は、恒常的に不足しており、患者に不便を強いている現状及び交通渋滞等周辺住 民への迷惑を解消するため、できるだけ早期に整備する必要がある。

また、地域医療計画では救急医療体制を強化するため、ドクターヘリを導入し、重篤な救急患者の搬送時間の 短縮を図ることが大きな目標であり、平成24年1月の運行開始を目指している。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、拡張する駐車場敷地として事業計画に必要な範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

- ウ 本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

秋田市建設部建設総務課

秋田県告示第410号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成23年9月14日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社昇和

山本郡三種町豊岡金田字一の沢69番地45

代表取締役 池 内 伸 夫

秋田県知事許可(般-23)第80230号

3 処分の内容

管工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年9月14日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第411号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画道路事業 3 · 4 · 66号 千秋久保田町線

3 事業施行期間

平成21年8月25日から平成29年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

平成21年秋田県告示第390号の事業地のうち、秋田市千秋久保田町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第412号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
	浅舞醍醐線	横手市平鹿町醍醐字下村123番 1 地名	先から字沖野13番29まで

秋 田 県 公 報 2011年 平成23年9月27日(火曜日) 第2321号

県	道		
坏		浅舞醍醐線	横手市平鹿町醍醐字上醍醐58番3地先から字四ツ屋14番まで

- 2 供用開始の期日 平成23年9月27日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月27日から同年10月11日まで

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年9月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第88号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を 次のとおり指定した旨井川町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名称	施 設 の 所 在 地	指定年月日
井川町コミュニティセンター	秋田県南秋田郡井川町葹田字柳町36番地	平成23年9月1日
大台地区生活改善センター	秋田県南秋田郡井川町井内字桂畑62番地1	平成23年9月1日
綱木沢地区生活改善センター	秋田県南秋田郡井川町寺沢字綱木沢145番 地2	平成23年9月1日
泉岳地区集会所	秋田県南秋田郡井川町宇治木字伊勢堂45番地	平成23年9月1日
浜井川地区集会所	秋田県南秋田郡井川町浜井川字家ノ東425 番地 2	平成23年9月1日
井内児童館	秋田県南秋田郡井川町井内字杉ヶ崎127番 地	平成23年9月1日
今戸児童館	秋田県南秋田郡井川町今戸字家ノ後83番地1	平成23年9月1日
横岡児童館	秋田県南秋田郡井川町坂本字横岡27番地2	平成23年9月1日
飛塚児童館	秋田県南秋田郡井川町坂本字飛塚24番地	平成23年9月1日
井川町民体育館	秋田県南秋田郡井川町坂本字山崎19番地	平成23年9月1日
井川町民武道館	秋田県南秋田郡井川町坂本字山崎19番地	平成23年9月1日
井川町老人福祉センター	秋田県南秋田郡井川町寺沢字綱木沢145番 地1	平成23年9月1日
井川町定住促進センター	秋田県南秋田郡井川町浜井川字二階102番地	平成23年9月1日

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目1番1号

購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)

印刷所 株式会社 松原印刷社 秋田市山王七丁目5番29号

電話: 018-862-8766 FAX: 018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/

印刷者 松原 繁雄 秋田市山王七丁目5番29号